（参考）個別施設計画（令和４年３月現在）
警察施設
「大阪府警察施設類型別計画」（平成28年９月）概要

大阪府警察施設類型別計画の概要

本計画の位置づけ等

◆本計画は、本部庁舎及び警察署、交番及び駐在所、待機宿舎、交通安全施設の4編構成とする。
◆平成27年11月策定の「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」に示された各施設毎の取組方針を定めた計画「施設類型別計画」と位置づけ、警察活動の基盤となる警察施設を最適な状態で維持、管理及び運営するための計画とする。
なお、待機宿舎は、「大阪府警察待機宿舎整備基本計画」に基づき、「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」に先行して、待機宿舎の整理統廃合を推進していることから、その一部を修正したものを「施設類型別計画」として位置づける。
◆取組期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間（待機宿舎は平成35年度まで）とし、取組みの進捗状況を毎年度検証し、概ね３年が経過した時点で必要に応じ見直す。

行財政改革推進プラン(案)（平成27年2月策定）（公共施設等の最適な経営管理（ファシリティマネジメント）の推進）
↓
大阪府ファシリティマネジメント基本方針（公共施設等総合管理計画）
↓
大阪府警察施設類型別計画（施設類型別計画）
・本部庁舎及び警察署　・交番及び駐在所
・待機宿舎　・交通安全施設

«大阪府ファシリティマネジメント基本方針における取組方針»

«長寿命化»
★施設の長寿命化を推進し、維持・更新経費の軽減・平準化を図る
★点検・劣化度調査等を行い、予防保全型の施設維持管理体制を構築し、府民の安全・安心の確保に努める

«総量最適化・有効活用»
★新規施設整備を抑制し、将来の利用需要に応じた施設の有効活用や、総量の最適化を図る

各施設の取組方針

1．本部庁舎及び警察署

◆長寿命化等

◎長寿命化の検討
・更新時期は建築後70年以上を目標とする。

◎更新等の検討
・劣化度調査等を実施する中で、主要構造部のコンクリートの強度や中性化の進行を確認した結果において、劣化が著しい場合や物理的な狭隘の度合が著しく高い場合など、通常の維持・修繕では対応できない場合は、改修、増築、他施設の転用等で対応し、代替策がない場合は、建築後70年に満たない場合でも更新を検討する。

◎維持管理体制の転換等
・法定点検、劣化度調査及び施設管理者による日常点検を実施し、「中長期保全計画」及び「修繕実施計画」を策定し、「事後保全型」から「予防保全型」への維持管理体制の転換を図る。
・建築後概ね25年、50年を目処に、施設需要を踏まえた大規模改修の実施を検討する。

◆総量最適化・有効活用
・施設の新設は原則行わない。ただし、新たなニーズに対応する場合は、既存施設の有効活用、転用を検討し、これらができない場合は、新設、増設を検討する。
・治安情勢等による個々の施設の需要見込みを踏まえ、次世代に継承可能な施設保有量を実現する。
・社会環境の変化等による新たな行政ニーズを的確に捉え、既存施設の有効活用による多機能化、転用等を進め、より少ない投資で柔軟に対応する。

2．交番及び駐在所

◆長寿命化等

◎長寿命化の検討
・更新時期は建築後70年以上を目標とする。

◎更新等の検討
・目視による点検を実施する中で、劣化が著しい場合や物理的な狭隘の度合が著しく高い場合など、通常の維持・修繕では対応できない場合は、改修等で対応し、代替策がない場合は、更新を検討する。

◎維持管理体制の転換等
・勤務員による日常点検を実施し、「修繕実施計画」を策定し、「事後保全型」から「予防保全型」への維持管理体制の転換を図る。
・建築後概ね25年、50年を目処に、施設需要を踏まえた大規模改修の実施を検討する。

◆総量最適化・有効活用
・施設の新設は原則行わない。ただし、新たなニーズに対応する場合は、既存施設の有効活用、転用を検討し、これらができない場合は、新設、増設を検討する。
・治安情勢等による個々の施設の需要見込みを踏まえ、次世代に継承可能な施設保有量を実現する。
・社会環境の変化等による新たな行政ニーズを的確に捉え、既存施設の有効活用による多機能化、転用等を進め、より少ない投資で柔軟に対応する。

3．待機宿舎

◆長寿命化等

◎長寿命化の検討
・更新時期は建築後70年以上を目標とする。

◎更新等の検討
・劣化度調査等を実施する中で、主要構造部のコンクリートの強度や中性化の進行を確認した結果において劣化が著しい場合や居住水準が著しく低い場合など、通常の維持・修繕では改善できない状態で、他施設の有効活用等の代替策がない場合は、更新を検討する。

◎維持管理体制の転換等
・法定点検、劣化度調査及び施設管理者による日常点検を実施し、「中長期保全計画」及び「修繕実施計画」を策定し、「事後保全型」から「予防保全型」への維持管理体制の転換を図る。
・建築後概ね25年、50年を目処に、施設需要を踏まえた大規模改修の実施を検討する。

◆総量最適化・有効活用

◎整備計画
・整理統廃合により、平成35年度までに、計2,300戸(室)の整備を目指す。
（平成22年11月現在、計3,870戸(室)を保有）

4．交通安全施設

◆長寿命化等

◎長寿命化の検討
・特殊な塗装を施したり、二重管仕様や鉄芯を混入する等、抜本的な材料や仕様等の見直しによる効果的な取組を行う。

◎更新基準
・使用年数と点検結果を踏まえ、設置箇所による老朽化要素の軽重も勘案しながら、更新箇所を選定する。
・点検委託における点検内容を充実させるとともに、点検結果のランクの細分化を行うなど、点検委託契約の更新ごとに仕様書をより良いものへ変更し、点検の実効性の向上に努める。

◆総量最適化・有効活用

◎総量最適化に向けた取組方針
〈交通信号機〉
・１機の交通信号制御機で２交差点以上の制御が可能なところは、信号灯器連動化を検討し、制御機の削減を進める。
・LED化により視認性が向上するため、同一方向へ向けた灯器が複数あれば、LED化に合わせて削減を進める。
・道路交通環境の変化等により、必要性の低減した信号機の削減に努め、撤去のほか、再利用ができるものは移設を図る。
〈道路標識〉
・更新については、都度の見直しを行い、安全性、視認性等も考慮し、可能なものは道路標示への変更や１本の柱へ標識板を集約する等の合理化を検討し、柱等の削減を進める。
・可変式及び灯火式道路標識については、反射式道路標識への変更を進める。
〈道路標示ほか〉
・更新については、道路交通環境の変化等により、必要性の低減したものは、撤去も含め検討する。